

様式第2号

視察研修先	茨城県阿見町	氏名	伊藤 正彦
視察研修項目	(1) 議会モニター制度について (2) あみ議会報告会&交流会について		
感想・所見など			
<p>1 町の概要</p> <p>阿見町は、茨城県の南部に位置し日本第2位の面積を誇る霞ヶ浦に面する東京、県都水戸、成田国際空港に近い、年間を通じて穏やかな気候に恵まれた自然災害の少ない町である。近年急速に都市化人口増が進み、昭和30年の合併時には約23,000人だった人口が令和6年9月1日には50,000人を超えるまでになっている。産業は、従来から盛んであった農業に加え、早くから整備が進められてきた工業団地に優良企業が進出するなど、工業が飛躍的な伸びをみせており、現在では農・商・工のバランスのとれた振興が図られている町であり、予科練平和祈念館、二所ノ関部屋がある。</p> <p>議員定数は18名で、常任委員会は3つ、令和6年度一般会計当初予算は、約211億円で本市とほぼ同等の規模である。議員報酬は31万3千円である。</p> <p>2 研修概要</p> <p>(1) 議会モニター制度（令和4年度から）</p> <p>ア 目的</p> <p>町民からの要望その他の意見を広く聴取し、議会改革・活性化の推進及び政策提案機能を強化すること。</p> <p>イ 活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議の傍聴又は視聴をし、当該会議の運営に関する意見を文書により提出すること。</li> <li>・「あみ議会だより」及び「阿見町議会ホームページ」などに関する意見を文書により提出すること。</li> <li>・議長が依頼した町議会の運営に関する調査事項に回答すること。</li> <li>・町議会議員と1回以上意見交換を行うこと。</li> </ul> <p>ウ 資格</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満18歳以上の町民で阿見町職員又は国若しくは地方公共団体の議員（過去に議員で会った者を含む。）でないこと。</li> <li>・町議会のしくみ及び運営、町政及び地域社会の発展に関心があること。</li> </ul> <p>エ 任期</p> <p>1年</p> <p>オ 定員</p> <p>20名まで（4年度は7名、5年度は12名）</p> <p>カ 謝礼</p> <p>無償（議長が必要と認めたときは、予算の範囲内で支給可）とするも4・5年度は5,000円の図書カードを配布</p> <p>キ 募集方法</p> <p>議会だより及び町議会ホームページに掲載し、ホームページからダウンロードして記載したものを郵送またはメール なり手不足対応として、議員が知り合いの方に声掛けを実施</p> <p>ク 議会モニター会議</p> <p>令和4年以降委嘱状交付式を含めて7回実施</p>			

- ケ 議会改革活性化の推進及び政策提案機能の強化に結びついた具体的事例・令和5年度における広聴広報特別委員会委員との意見交換の内容を取りまとめ、議員カフェ（素案）として報告。この報告に基づき、令和6年度から新たな広聴広報特別委員会を設置し、その具現化に資するための検討を行っている。
- ・令和5年度に議会改革等調査研究特別委員会からの要請を受け、議員報酬と議員定数についての意見聴取を実施
- ※苦慮する点は、様々な意見がある中で、いただいた意見を反映することが必ずしもできない場合があること

## (2) あみ議会報告会&交流会

### ア 議会報告会のリニューアル

平成30年11月以降10回に渡って開催してきたが、第11回目となる令和6年度の議会報告会は、タイトルを親しみやすいものに改めるとともに、普段は入ることができない議場で開催した。

内容：

- ・第1部：議会活動の報告会（30分）※議場にて  
～議会概要説明・議員自己紹介・各常任委員会活動報告～
- ・第2部：報告テーマで議員とトーク（30分）※議場ロビーにて  
～常任委員会ごとのトーク～
- ・第3部：議員とフリートーク（60分）※議場ロビーにて  
～6グループに分かれてのフリートーク～

参加者：26名（10代から70代）

### イ 効果

議場での開催が効果的だったのか、参加者数が増加し、参加者には議員席に座っていただくことで主権者意識の醸成に一役買っている。課題としては、参加者数が増えた場合、会場のキャパシティが足りなくなることが想定されることと何度か回を重ねることでのマンネリ化が懸念されること。

### ウ 参加者を増やすための取組み

普段は入ることが難しい議場での開催ということを前面に出すとともに親しみやすいチラシを作成して議会のホームページに掲載し、メールマガジンやLINEを通じてお知らせすることでアクセスを促した。

### エ 参加者の意見

- ・フレンドリーな感じが良かった。
- ・議員さんと距離が近くなった。

## 3 所見

議会を身近に感じてもらい、市民の意見を聴くための取組みとして大変参考になった。議会モニター制度の運用は難しい面も多々あると思われるが、検討に値する取組と考える。また、議会報告会の議場の活用については、ロビーの活用は議場の構造面からの活用の可否はあろうが、議会を身近に感じてもらうためには大変いい取組であり、参考に値すると考える。事務局のご厚意により予科練平和祈念館の研修もさせていただき、予科練の生活の一端を垣間見ることができた。

様式第2号

視察研修先	千葉県鎌ヶ谷市	氏名	伊藤 正彦
視察研修項目	(1) 通年議会について		
感想・所見など			
<p>1 市の概要</p> <p>鎌ヶ谷市は、千葉県の北西部に位置する人口約11万人の市である。市内には鉄道4線と道路網が発達しており、都心から25km圏内にあることから、首都近郊の住宅都市として発展し、昭和46年の人口約45,000人から平成8年には10万人を超え、令和2年には11万人にまで人口が増加している梨の名産地である。日本ハムファイターズの2軍練習場があることで有名であり、佐渡ヶ嶽部屋（認知度は低い）もある。</p> <p>議員定数は24名で女性議員は3名であり、常任委員会は3つ、令和5年度一般会計当初予算は約421億円である。議員報酬は、月額43万円で、政務活動費は、月2万円、年24万円である。</p> <p>2 研修概要</p> <p>(1) 通年議会について</p> <p>平成29年11月、時代に即した議会のあり方として、議会の活性化及び効率化を目指して、通年議会について検討を行っていただきたいという議長からの諮問に基づき、議会運営委員会において、先進市区の経緯、メリット・デメリット等を調査して検討し9回の会議を経て令和元年5月から千葉県の市としては初めて導入した。</p> <p>ア 定義</p> <p>通年議会とは、会期を1年とし、その間は、議会の判断で必要に応じて会議を開けるようにする制度である。</p> <p>イ 目的</p> <p>①議会が長期間にわたり活動能力を有することで、議会機能の充実強化を図ること。          ②大規模災害時等の緊急時において迅速に対応できる体制を整えること。（BCPとは意味合いが違う）          ③二代表制の観点から議会の判断で本会議を開催する権利を確保すること。</p> <p>ウ 検討段階であげられたメリット、デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メリット             <ul style="list-style-type: none"> <li>①議長権限で本会議を開催できる。</li> <li>②常任委員会等の活動が活発化される。</li> <li>③災害時の緊急対応や突発的な行政課題に対応することができる。</li> <li>④長の専決処分が減少する。</li> <li>⑤適宜にあった意見書案、決議案等の提出、議決が可能になる。</li> </ul> </li> <li>・デメリット             <ul style="list-style-type: none"> <li>①議員や会派としての活動に制約が生じる。（実際はなし。）</li> <li>②緊急に議会を開催する場合の日程調整が困難である。</li> <li>③執行部の負担が増加する。</li> <li>④費用弁償等経費の増加につながる。</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 通年議会のしくみ</p> <p>ア 会議の招集</p> <p>定例会の招集回数を毎年1回とする。</p> <p>イ 会期</p>			

- ・会議は毎年5月に市長が定例会を招集し、議長が会期を決定する。その後の会議は全て議長が開く。
- ・会期は、毎年5月から翌年4月までを基本とし、4月30日に自然閉会となる。

ウ 会議

会期中は、年4回（6月、9月、12月及び3月）開かれる定例の会議で、議案等の審議や一般質問を行う。その他必要に応じて臨時に会議を開く。

(3) 通年議会を導入するための2つの方法

ア 従来「定例会」の運用に工夫を加えて実現する方法

⇒既存の市議会定例会に関する条例を改正し、定例会の回数を1回とする。調査した市区の21/29が採用。鎌ヶ谷市も。

イ 新たな「通年の会期」を採用する方法（平成24年の地方自治法改正で創設）

⇒定例会、臨時会の区分は設けず、条例で定める日から翌年の当該日の前日までの1年間を会期とする内容の条例を制定する。調査した市区の8/29が採用。

(4) 通年議会導入に関する主な課題と対応

ア 一事不再議の適用の原則が長期化する問題への対応

・導入前

会議規則第14条において「議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。」（一事不再議）と規定されている。

・検討結果

会議規則第14条に「ただし、事情の変更があったときは、この限りではない。」を追加する。

イ 長の専決処分の要件を適用することがなくなると見込まれることへの対応

・導入前

通年議会を導入すると、1年を通じて議会が開かれるため、地方自治法第179条の専決処分の要件である「緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がない」が適用されない。専決処分は地方自治法第180条第1項に規定する「軽易な事項」以外になくなるが、見直しの必要性はないか。

・検討結果

地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分事項について、新たに2項目を追加

①会計年度末における法律等の改正に伴い、必要となる条例の改正に関すること。

ただし、翌会計年度の初日以後から適用される場合であって、市の選択的な判断の余地がないものに限る。

②災害その他突発的な事故等により必要となる工事、支援活動等又は解散、欠員等により必要となる選挙等であって、緊急を要する予算の補正に関すること。

※令和2年5月に「予算の補正及び条例の改正」に一部改正

(5) その他

議会だよりを新聞折り込みでも配布している。

3 所見

通年議会は、全国で注目されている取り組みであり、本県ではまだ酒田市しか実施していない取り組みである。議決の迅速化や専決処分の縮小等の効果もあり、執行部との検討や条例改正等検討すべき課題は多々あるが、議会改革・活性化の面からも十分検討に値する制度であると考えられる。